

令和3年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和3年1月12日 開会

令和3年1月12日 閉会

富士宮市農業委員会

令和3年1月12日午後1時富士宮市農業委員会会長望月三千夫は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名

出席委員 17名

#### 農業委員出席委員

1番 佐野 芳 弘	2番 宮 島 孝 子	3番 遠 藤 恒 男
4番 望 月 三千夫	5番 赤 池 勝	6番 佐 野 正
7番 千頭和 栄 一	8番 石 川 邦 彦	9番 佐 野 公 洋
10番 松 下 善 洋	12番 植 松 眞 二	13番 齋 藤 学
15番 朝比奈 美 芳	16番 杉 浦 徳 子	17番 植 竹 繁
18番 後 藤 文 隆	19番 松 永 孝 男	

#### 欠席委員

11番 村 松 義 正 14番 石 川 嘉 章

#### 農地利用最適化推進委員出席委員

1番 佐野 俊 英	2番 塩 川 金 彦	3番 佐野 三 男
4番 遠藤 光 浩	5番 佐野 均	7番 土 井 一 彦
8番 加藤 文 男	11番 鈴木 四 郎	12番 佐野 強
13番 近藤 雅 隆		

#### 欠席委員

6番 村 松 慎 一 9番 望 月 義 雄 10番 有 賀 文 彦

#### 事務局職員

(併) 事務局長	中 野 信 男	次長兼振興係長	望 月 伸 浩
主任主査	深 川 亮	主 査	伊 藤 孝 彦
主 事	大 瀧 美 緒		

議長 会長 望月三千夫

皆さん、明けましておめでとうございます。本年もよろしく申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、農業委員総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

さて、東京都を初め首都圏1都3県に緊急事態宣言、1月8日、先週でございますけど発せられて、また、あと二、三日しましたら、今度は大阪等のほうにも発せられるとの報道がございました。大変危惧されるところではありますが、本日の農業委員会総会推進会議は通常通り進めさせていただきます。しかしながら、感染拡大防止の観点から、発言等についても簡潔にして、短時間の会議の進行に御協力をお願いします。

それでは、会議に入る前に、11番 村松義正委員、14番 石川嘉章委員から、本日の会議に欠席する旨の申出がありましたので御報告いたします。

出席委員が定足数に達していますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、令和2年12月10日から令和3年1月11日までの間における農地法の規定による申請（届出）について取下・取消願の処理状況について事務局より報告させます。

事務局 深川主任主査

本日配付しました農地法の規定による申請（届出）について、取下・取消願の処理状況を御覧ください。

第1項、野中■■■■、畑1，035平方メートルにつきまして、令和2年4月6日に申請者が資材置場を目的とした農地法第5条届出を提出し、受理されましたが、令和2年12月21日、都合により取消願が提出されました。

以上です。

議長

処理状況でありますので、報告とさせていただきます。

それでは、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日と決定いたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。

次に、会議録署人の指名についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署人は、18番 後藤文隆委員、19番 松永孝男委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって会議録署人に、18番 後藤文隆委員、19番 松永孝男委員を指名いたします。

本日の議事日程は、目次のとおり報第1号から議第5号です。

初めに、報第1号から報第6号まで一括して事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

令和2年11月21日から12月20日までの受理分について、報告いたします。

議案の1ページから2ページを御覧ください。

報第1号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が6件提出されました。

続きまして、議案の3ページを御覧ください。

報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が2件提出されました。

続きまして、議案の4ページから5ページを御覧ください。

報第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、1件の届出が受理されました。

続きまして、議案の6ページから7ページを御覧ください。

報第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、4件の届出を受理しました。

続きまして、議案の8ページから10ページを御覧ください。

報第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転又はその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、10件の届出を受理しました。

続きまして、議案の11ページを御覧ください。

報第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画について認可する通知を受けたので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借で認可を受けた者が2件、賃貸借で認可を受けた者が1件ありました。

報告については、以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

それでは、御質疑なしと認めます。よって、報第1号から報第6号まで報告済みといたします。

議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局 伊藤主査

議案の12ページを御覧ください。

議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

第1項及び別冊航空写真1ページ及び2ページを御覧ください。

申請地はミニストップ青木店の北及び富丘交流センター建設用地の西に位置する農地です。受人■■■■株式会社と、渡人■■■■さんとの売買契約で、水稻を栽培する計画です。受人の耕作面積は許可後1万7,315.56平方メートル、稼働人員は3名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真3ページを御覧ください。

申請地は新東名明星山トンネルの東に位置する農地です。受人山本の■■■■さんと渡人■■■■さんとの売買契約です。茶を栽培する計画です。受人は現在49歳、耕作面積は許可後1.1万

7, 943. 56平方メートル、稼働人員は2名です。

続きまして、第3項及び第4項は同一計画ですので、一括して説明します。別冊航空写真は4ページを御覧ください。

申請地は外神陽光園の北に位置する農地です。第3項は受人三島市の合同会社■■■■と渡人■■■■さんとの賃貸借契約で、ブルーベリーを栽培する計画です。受人は農地所有適格法人ではないため、解除条件付きの賃貸借契約になります。受人は現在、三島、富士、袋井でブルーベリー、ミョウガなどの栽培を行っている法人です。耕作面積は許可後6,068.27平方メートル、稼働人員は2名です。第4項につきましては、受人三島市の合同会社■■■■と渡人■■■■さんとの区分地上権設定契約で、営農型太陽光を設置する計画です。本申請地を第3項受人法人が耕作し、その上空で第4項受人法人が太陽光を発電するという内容になります。太陽光発電設備への転用は5条許可になりますので、後ほど御審議いただきます。

続きまして、第5項及び航空写真5ページを御覧ください。

申請地は上井出駐在所の東に位置する4カ所の農地です。受人上井出の■■■■さんと渡人■■■■さんとの売買契約で、野菜を栽培する計画です。受人は現在52歳、耕作面積は許可後3,291平方メートル、稼働人員は1名です。

以上、第1項から第3項及び第5項の申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず、第4項につきましては、農地法第3条第2項ただし書きにある不許可の例外となる区分地上権の設定に該当するため問題ないと判断しました。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決をします。

議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第1号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第2号 農地法第4条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の14ページを御覧ください。

議第2号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真6ページを御覧ください。

上井出■■■■、畑129平方メートルにつきまして、申請人が排水施設に転用したく申請するものです。

申請人が所有する申請地は平成28年に贈与にて取得したのですが、当時より申請地の下に隣接住宅用の浄化槽、浸透ます、埋設管が設置されていて耕作できませんでした。隣接地所有者と売買について交渉してきたところですが、合意ができませんでした。そのため、今回現況に合わせての転用申請に至ったものであり、許可後改めて所有者と交渉する予定です。

申請地は上井出小学校から南へ約200メートルに位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。既に工事は完了しており、周辺農地への影響はありません。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、採決をします。

議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第2号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の15ページを御覧ください。

議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転又はその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真7ページを御覧ください。

外神■■■■の内、畑0.73平方メートルにつきまして、受人が使用貸借により支柱部分面積を営農型太陽光発電設備に転用したいというものです。受人は発電設備の販売、設置工事を行う法人です。先ほどの農地法3条の許可申請により申請地を合同会社■■■■が使用貸借し、農地の整備をした後、ブルーベリー栽培をし、その上部に太陽光発電設備を設置するための申請であります。袋井市、富士市等での転用実績があり、確認したところ特に問題はないということでした。

耕作者である法人は荒廃農地や遊休農地の再生に力を注いでいて、営農計画書の内容及びブルーベリー栽培による営農型太陽光発電設備の先駆者で千葉県にて既に実施している業者からの意見書も提出されています。転用期間中も耕作すること、面積も必要最小限と認められること、支柱は容易に撤去が可能であり、その費用の資力、信用も認められることなどから、許可相当と判断しました。

申請地は外神陽光園から北へ約50メートルに位置する農用地です。平成30年5月15日付農申第78号による支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについてにより、荒廃農地を再生利用する場合に該当し、この案件が承認された場合は一時転用期間が10年以内となりますが、富士宮市での実績がまだないということから、許可

日から3年間ということにしました。

続きまして、第2項及び別冊航空写真8ページを御覧ください。

栗倉■■■■、畑1, 294平方メートルにつきまして、受人が売買により取得し、植林(竹11本)に転用するものです。

受人が隣接する宅地を購入する際、本申請地も含めて取得することとなりましたが、申請地は雑木林となっており、農地としての利用は難しく、周囲の環境に合わせ植林したく申請するものです。

申請地は富士根北公民館から南へ約300メートルに位置し、生産性の低い小集団の農地で、第2種農地に該当します。資金は自己資金により確保されており、周囲への影響がないように配慮いたします。

続きまして、第3項及び別冊航空写真9ページ及び10ページ拡大図を御覧ください。

上条■■■■、畑26平方メートルほか2筆、計295平方メートルにつきまして、受人が売買により権利取得し水路管理用地及び進入路に転用するものです。

受人は敷地内に景観用の水場を設けるために管理設備の設置用地として隣接地の転用許可を令和2年11月に得ていますが、水路管理用地から公道までの通行路がないため、水路管理用地及び管理用地から公道までの進入路として今回の3筆を申請するものです。全体計画面積は414平方メートルとなります。

申請地は大石寺大坊から北へ約400メートルに位置する生産性の低い小集団の農地で、第2種農地に該当します。資金は自己資金により確保されており、周囲に影響の出ないように被害防除措置を行い設置します。

続きまして、第4項及び別冊航空写真11ページを御覧ください。

上稲子■■■■の内、田100平方メートルにつきまして、受人が賃貸借により貯水タンク機械室に転用するものです。

受人が管理する温泉施設にてレジオネラ属菌が検出され、令和元年5月31日から休業しています。調査の結果、対策として源泉井戸からくみ上げた水を一度タンクにためて滅菌してから施設へ送水することがよいと決定されました。滅菌は源泉井戸近くで実施することが最も効果的であり、近接する本申請地に設置面積が確保できることから申請に至ったものです。

申請地は生産性の低い小集団の農地で、第2種農地に該当します。地域住民への説明も済ませ、資金は自己資金により確保されており、被害防除措置を行い周辺への影響がないように配慮して設置いたします。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員からの調査報告を願います。

8番 石川邦彦委員

ただいま審議中の第1項について報告します。

1月7日、事務局2名、石川嘉章委員、受人農園担当者と私、5名で立ち会いました。

場所は社会福祉法人外神陽光園の北側です。

地主の要望で土地を有効利用したいということで、一部を営農型太陽光発電、一部をブルーベリー農園にしたいという希望です。

問題はないと思いますので、御審議のほどよろしく願います。

議長

それでは、これで質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

19番 松永孝男委員

この転用期間が3年間という話なんですけれども、太陽光発電設備なんかを一旦設置すると、大体20年とかそのぐらいは使うと思うんですけれども、これ3年たったら、もう一回継続申請を出しなさいという意味になるんですか。その辺ちょっと教えてください。

事務局 深川主任主査

営農型太陽光発電の場合、実績報告という形で転用期間中は毎年2月末に報告書の提出をいただいております。転用期間の3年間が終了するときには、改めて更新の申請をいただき、審査した上で再度の一時転用という形になります。

19番 松永孝男委員

更新のときは、また3年ですか。次は10年とか長い期間できるんですかね。

事務局 深川主任主査

転用期間については、これまでの実績等を踏まえて、最大で10年以内ということになります。

19番 松永孝男委員

分かりました。

議長

ほかにはありませんか。

[挙手なし]

議長

それでは御質疑なしと認めます。

それでは、採決します。

議第3号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第3号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第4号 富士宮市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 伊藤主査

議案の17ページを御覧ください。

議第4号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

別紙農用地利用集積計画（案）について説明します。

2枚めくっていただきまして、2ページの農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数5人、利用権を設定する者の数9人、利用権を設定する農用地の面積は計2万8,632平方メートルです。

利用権の内容について説明します。

1枚めくっていただきまして、4ページを御覧ください。第1項から第9項まで全て中間管理事業になります。

第1項及び別冊航空写真12ページを御覧ください。

申請地は杉田で、脳研病院の南に位置する農地です。富士市久沢の■■■■さんへの使用貸借権設定で、茶の栽培、10年、新規になります。移転後経営面積は5万2,993平方メートルになります。

続きまして、第2項及び航空写真13ページを御覧ください。

申請地は人穴で、荻平公民館の東に位置する農地です。人穴の■■■■さんへの貸借権設定で、飼料作物の栽培、10年、新規になります。移転後経営面積は18万8,835平方メートルになります。

続きまして、第3項、航空写真は同じく13ページで、申請地は荻平公民館の南東になります。人穴の■■■■さんへの使用貸借権設定で、飼料作物の栽培、10年、新規になります。移転後経営面積は7万7,043平方メートルになります。

続きまして、第4項から第6項につきましては、同一受人の案件になりますので一括して説明します。

申請地は、第4項は航空写真14ページで、農業共済組合の北東、第5項は航空写真15ページで、農業共済組合の西、第6項は航空写真16ページで、ミニストップ杉田店の東に位置する農地になります。

静岡市葵区の■■■■さんへの使用貸借権設定で、花木の栽培、10年、新規になります。移転後経営面積は1万6,847平方メートルになります。

続きまして、第7項から第9項につきましても、同一受人の案件ですので一括して説明します。

申請地は下条で、航空写真17ページで、下之坊の南西に位置する3カ所の農地になります。富士市伝法の■■■■さんへの使用貸借権設定で水稲の栽培、10年、新規になります。移転後経営面積は2万3,137平方メートルになります。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

では、御質疑なしと認めます。

次に、採決に移ります。

議第4号は原案のとおり処理することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第4号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき処理することに決定いたしました。

次に、議第5号 農地法施行規則第17条第2項の適用による別段面積の取扱いについてを議題とします。

現在、我が国では、この間も農業センサスが終わりましたけれど、農業に従事する者で今65歳以上が、私らを含めてもう国の70%が高齢者でございます。そんな中で、今後5年、10年には、いわゆる耕作放棄地または遊休農地等がますます拡大してまいります。農地は一度失うと、もう二度と元に戻りません。現在、国の方針に基づき、全国的に担い手が農地を守っていくため、

人・農地プランを推進していきまして、富士宮市のほうも一部今稼働してしまいますけれど、今はコロナ渦にありストップしているわけですが、いずれにしても今後将来の農地の在り方等につきまして、真剣に検討していかなければなりません。

特に富士、富士宮はちょっと遅れていますけど、西のほうへ行きますと、菊川、掛川、御前崎、袋井市等につきましては、人・農地プランが本当に進んでいきまして、ただ向こうのほうは大変広い農地でございます、割と担い手が見つかりやすいわけです。ただ富士宮市は本当に富士山の3, 776メートルから最低25メートルというような高低差がございます、なかなか圃場整備をやったところでも現実的には段差があって厳しい状況でございます。

人・農地プランは不可欠であり、当市も部分的に取り組んでいるところがございますが、この状況につきましては、農業従事者の現状等を踏まえ、今後も増大していくであろう遊休農地について新規就農者の促進と遊休農地の解消を図る観点から、農地の取扱いを今日一部緩和するものであります。

それでは事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 伊藤主査

この下限面積の特例について、総会でお話しさせていただくのは今回で3回目になります。初めは昨年3月に農地つき空き家ということで説明させていただきましたけれども、その後、6月の総会で空き家ではなくて既存の住宅に近接している遊休農地に特例を認めるという内容で説明をさせていただきました。さらに住宅を関係なくして特例を認めることができないか検討を進めてきまして、今回これが最終的な形としてまとまりましたので、議案に上程させていただきました。

それでは、議案の18ページを御覧ください。

議第5号 農地法施行規則第17条第2項の適用による別段面積の取扱いについて

農地法第3条第2項第5号の規定に基づく農地法施行規則第17条第2項の取扱いについて、別紙のとおり定める。

裏面の別紙を御覧ください。

農地法施行規則第17条第2項の適用による別段面積の取扱い方針（案）になります。

まず、1つ目としまして、設定面積です。一団の農地の面積に占める遊休農地の面積の割合がおおむね10%を超えている区域、10ヘクタール以上の一団農地の区域は除きます。この区域内にある農地を1つの区域とみなし、別段の面積を1アールに設定する。ただし、その農地の面積が1アールに満たない場合には、当該面積とする。

一団の面積につきましては、議案と一緒に送らせていただきましたカラーの資料があると思います。こちらを御覧ください。

これは、農地転用許可制度における農地の集団性の判断に使う基準でして、国が示しているものになります。例えば絵を見ていただきますと、北に山林、東に河川、南に高速自動車道、西に宅地といった地物に囲まれた一まとまりの農地があります。これを一団の農地といいます。富士宮市には高速自動車道はありませんが、農業機械が容易に行き来できない車の往来の激しい県道なども当てはまります。このほか、地形によっても一体として利用できない農地は一団に含めない取扱いをします。この地形、地物で区切られた農地の集団の中で、遊休農地が10%以上、本市の平均が4%ぐらいですので、おおむね10%以上あれば相当程度存在すると判断をいたします。

2つ目としまして、適用条件です。別段面積を適用するときは、次に掲げる事項を満たしていなければならない。1筆ごとを単位とし、適用する時点で全て、または一部が遊休農地であること。農地の権利を取得しようとするものは、10アール未満の農地の権利を取得して、新たに就農するものであること。取得した農地については、権利の取得の日から起算して3年以上継続して耕作すること。

3つ目に、指定することができない農地です。次のいずれかに該当する農地については、別段面積を指定することができない。賃借権等が設定されている農地、富士宮市農業振興地域整備計画において、農用地区域、いわゆる青地に指定されている農地、10アール以上の農地、現況が山林化しているなど非農地状態となっており、復旧が困難な農地となっております。

以上の内容につきまして承認いただきましたら、これに手続の方法や流れ、様式の定めなどを加えまして、別途取扱い基準を定め、令和3年4月1日から施行したいと考えております。

説明は以上です。

議長

この面積でございますけれど、皆さん御存じのように、平成29年までは4反歩、いわゆる三年三作等で、平成29年に3反歩に下限面積を改めましたけれど、いずれにしても、先ほど私が冒頭申しましたように、これからますます高齢化等々含めまして、いわゆる荒廃農地、遊休農地が増えてくるので、これも我が富士宮市が初めてではございませんで、参考に分ければほかの市町村も紹介していきたいと思っておりますけれど、取りあえず質疑を許しますので、御質疑のある方は挙手をお願いします。

18番 後藤文隆委員

大きい3番の10アール以上の農地となっておりますけれど、もう少し緩和できないでしょうか。20アールだとか。

事務局 伊藤主査

10アール以上の農地としましたのは、農家住宅とかが建てられるのがこの10アール以上耕作している方が農家住宅を建てられるという要件が都市計画法でありまして、それに該当してしまうということで、そこまでは農家としてはこの制度では認めずに、もしそれ以上耕作したい人がいるのであれば、通常の30アールをそろえて耕作していただくようお願いするということが、あくまでもこれは初めて就農する方が、言い方が適切かどうか分からないですけど、お話しというような形でやっていただくということを想定しております。

議長

いずれにしても、これが基本的には3反歩、いわゆる新規就農、これは変わりません。ですもんで、本当にこれは特例的、年に何件あるか分かりませんがね。こういうのを認めていかないと。

18番 後藤文隆委員

前に特例を考えてくださいって言ったんですけども、相続で兄弟で分けて、何人か、幾つかに分けちゃって、耕作できなくなった人の、そこに住んでいる兄弟にもらってもらいたいよという話があったんですよね。そうすると、10アール超えちゃうかもしれないですね。

議長

農家の相続の場合、5人、6人、兄弟いましてね、子供に分けてやる場合については、2反歩でもなる場合もありますので、それは可能ですよ。現に、私もそうですがね。親が死んだもんで、

兄弟で分けたやつかね、1反5畝とか2反歩分けて、皆それぞれね。

18番 後藤文隆委員

相続のやり直しをする場合は。

議長

やり直しか、じゃそれは錯誤でできないですかね、錯誤。まあ、不動産登記法なので。

18番 後藤文隆委員

兄弟の中には、俺は自分で持っているよとか、ほかの2人は、いや、頼むよと、作ってくれない、こんな感じ。

議長

ですからね、登記面も、いわゆる所有者もやはり兄弟で変える場合は、今言う錯誤の手続がある、錯誤。当時そんな事例もありました。一旦もらったんだけどね、二、三男が、いや、やっぱり長男に返すよとって、錯誤で戻した例もあるんですがね。今、不動産登記簿が変わってなければ、分かりませんが。事務局、その点、分かりますか。

事務局 伊藤主査

そうですね、相続に関しては、農地法の許可というのは不要でして、届出を出していただければ所有権の移転ができるようになっていまして、それで、その後、またやり直すだということも実際ありまして、錯誤で、二男の方が長男の方へとか、そういうようなことで戻すというようなことは、今も行われております。

議長

よろしいですか。

ほかにはありますか。

[挙手なし]

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

次に、採決に移ります。

議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第5号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。この件につきましては、本日の決定を受け、後日、市長への報告をすることになりますので、よろしくお願ひします。

これをもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、2月10日を予定しております。

以上をもちまして、令和3年1月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後 1時45分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会  
会 長

会議録署名人  
18 番

会議録署名人  
19 番